

東京都生物多様性地域戦略の改定について  
(中間のまとめ (案))

令和4年7月25日

## 目次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| <b>第1章 生物多様性とは</b> .....              | 1  |
| <b>1. 急速に失われる地球上の生物多様性</b> .....      | 2  |
| <b>2. 生物多様性とは</b> .....               | 5  |
| (1) 「個性」と「つながり」 .....                 | 5  |
| (2) 3つのレベルの生物多様性 .....                | 6  |
| ・ 生態系の多様性 .....                       | 6  |
| ・ 種の多様性 .....                         | 6  |
| ・ 遺伝子の多様性 .....                       | 6  |
| <b>3. 生物多様性の恵み（生態系サービス）</b> .....     | 7  |
| <b>4. 生物多様性の4つの危機</b> .....           | 8  |
| <b>5. 生物多様性に関する最近の動向</b> .....        | 9  |
| (1) 愛知目標と生物多様性における世界の現状 .....         | 9  |
| (2) 国際社会で求められる視点 .....                | 10 |
| (3) ポスト2020生物多様性枠組 .....              | 12 |
| (4) 次期生物多様性国家戦略 .....                 | 14 |
| (5) お金の流れが変える企業活動 .....               | 16 |
| (6) ポストコロナ社会と生物多様性 .....              | 18 |
| <b>6. 東京都生物多様性地域戦略における基本的事項</b> ..... | 20 |
| (1) 東京都生物多様性地域戦略の位置づけ .....           | 20 |
| (2) 対象地域 .....                        | 20 |
| (3) 計画期間 .....                        | 20 |
| <br>                                  |    |
| <b>第2章 東京の生物多様性の現状と課題</b> .....       | 21 |
| <b>1. 東京における生物多様性の特徴</b> .....        | 22 |
| (1) 東京の生物多様性の背景 .....                 | 22 |
| ・ 東京の地理的・気候的な特徴 .....                 | 22 |
| ・ 東京の地形の概要 .....                      | 24 |
| ・ 地形の形成史 .....                        | 27 |
| ・ 土地利用など人と自然との関わりの歴史 .....            | 30 |
| ・ 東京での気温上昇 .....                      | 34 |
| ・ 人や企業の集中する大都市 .....                  | 35 |
| (2) 東京の生物多様性の現状 .....                 | 39 |
| ・ 東京の多様な生態系 .....                     | 39 |
| ・ 東京の生きもの .....                       | 43 |
| ・ 東京の保護上重要な野生生物種 .....                | 44 |
| ・ 法令などで指定された重要な地域 .....               | 48 |
| <b>2. 東京における生態系サービス</b> .....         | 56 |
| (1) 供給サービス .....                      | 56 |
| (2) 調整サービス .....                      | 67 |
| (3) 文化的サービス .....                     | 72 |

|  |           |
|--|-----------|
| (4) 基盤サービス.....                        | 79        |
| <b>3. 東京の生物多様性がかかえる課題.....</b>         | <b>81</b> |
| (1) 直接的な要因による都内の生物多様性への影響.....         | 81        |
| ・ 東京における第1の危機（開発など人間活動による影響）.....      | 81        |
| ・ 東京における第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による影響）..... | 89        |
| ・ 東京における第3の危機（人により持ち込まれたものによる影響）.....  | 94        |
| ・ 東京における第4の危機（地球環境の変化による影響）.....       | 98        |
| (2) 間接的な要因による生物多様性への影響.....            | 102       |

### 第3章 東京の将来像

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1. 基本理念.....             | 107 |
| 2. 2050年東京の将来像.....      | 108 |
| 3. 東京における地形区分ごとの将来像..... | 110 |
| ・ 山地の将来像.....            | 111 |
| ・ 丘陵地の将来像.....           | 114 |
| ・ 台地の将来像.....            | 117 |
| ・ 低地の将来像.....            | 120 |
| ・ 島しょ部の将来像.....          | 123 |

### 第4章 将来像の実現に向けた目標と基本戦略

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 1. 東京の将来像を実現するための2030年目標..... | 127 |
| 2. 2030年目標の実現に向けた基本戦略.....    | 128 |
| 3. 基本戦略ごとの行動目標.....           | 131 |
| 4. 東京都生物多様性地域戦略における取組体系.....  | 134 |
| 5. 基本戦略ごとの各主体による主な取組.....     | 135 |

### 第5章 推進体制・進行管理

|              |     |
|--------------|-----|
| 1. 推進体制..... | 178 |
| 2. 進行管理..... | 180 |

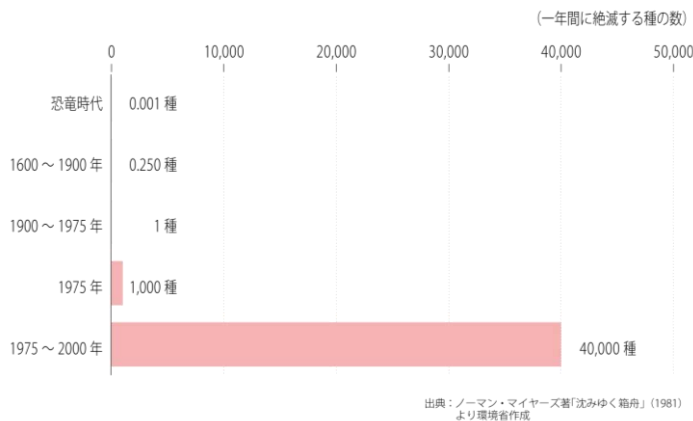
### 資料編

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1. SDGsの17ゴール・アイコン.....   | 182 |
| 2. 東京都レッドリストのカテゴリー区分..... | 183 |

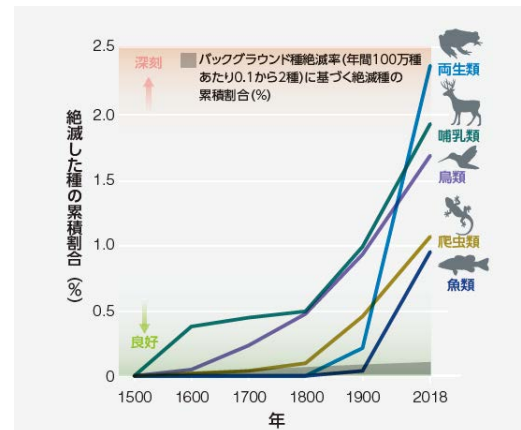
# 第1章 生物多様性とは

## 1. 急速に失われる地球上の生物多様性

生命が地球に誕生して以来、現代は主に人間活動による影響で、生きものが最も速く絶滅している時代「第6の大量絶滅時代」と言われています。実際に、人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態を大きく逸脱し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。

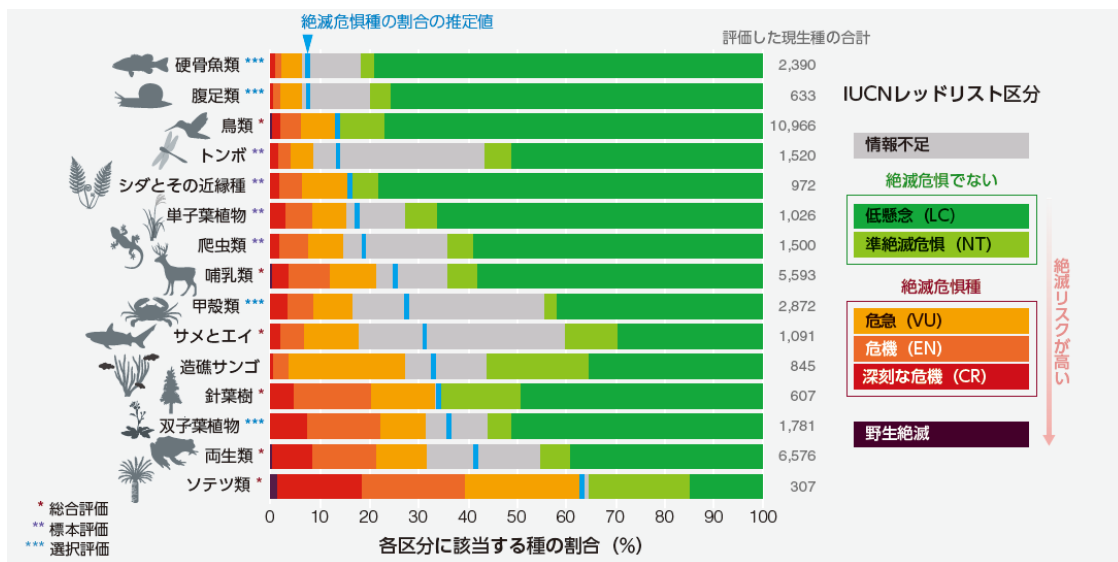


種の絶滅速度<sup>1</sup>



1500年以降の絶滅割合<sup>2</sup>

また、現代では、調査されている動物と植物の種群のうち平均約25%が既に絶滅の危機にあるとされています。



異なる生物種群の現在の世界的な絶滅リスク<sup>2</sup>

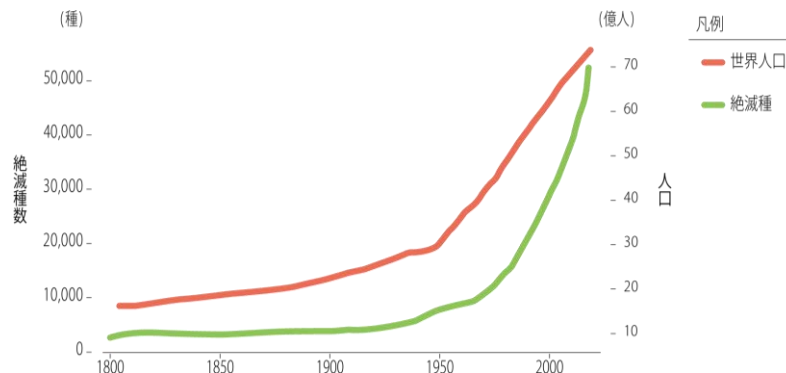
種の絶滅だけでなく、生物資源を生み出す源となる生態系の劣化も急速に進んでおり、人間活動による地球の生態系への影響を最小限にすることが必要です。

<sup>1</sup> 平成22年版 図で見る環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書(2012年6月 環境省)を基に東京都作成

<sup>2</sup> IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約(2020年3月 環境省)

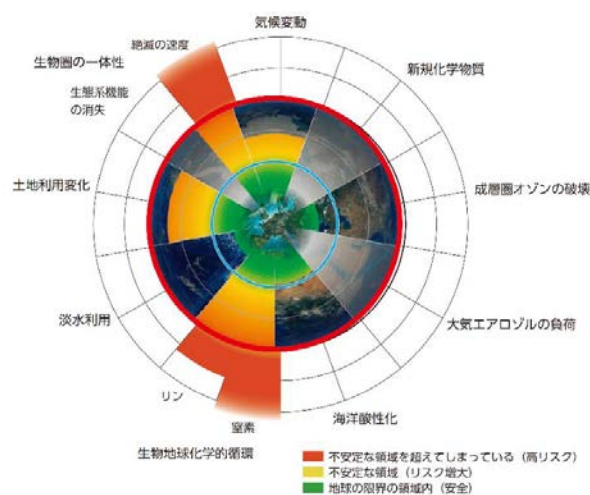
しかし、現代の科学技術によっても、自然は人間にとって未知なことが多く、生きものの絶滅や生態系の劣化を食い止めることはできていません。加えて、1970年に37億人であった世界の人口は、令和3（2021）年現在78億人とわずか50年で二倍以上に増加し、世界の生物多様性は一層深刻化する状況にあります。

世界人口は、国連の将来人口推計によれば、2050年には97億人に到達すると予測され、現在の社会システムやライフスタイルが続くと、地球規模で持続不可能な状態に陥り、将来、私たちは暮らしを支える生物多様性の恵みを受けられなくなる可能性があります。



世界人口の増加と種の絶滅危機<sup>3</sup>

人間活動による地球システムへの影響を客観的に評価する方法の一例として、「地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）」という研究があります。地球の変化に関する各項目について、境界を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされるとされています。プラネタリー・バウンダリーが対象としている環境要素のうち、種の絶滅の速度と窒素・リンの循環については、不確実性の領域を超えて高リスクの領域にあり、また、気候変動と土地利用変化については、リスクが増大する不確実性の領域に達していると分析されています。

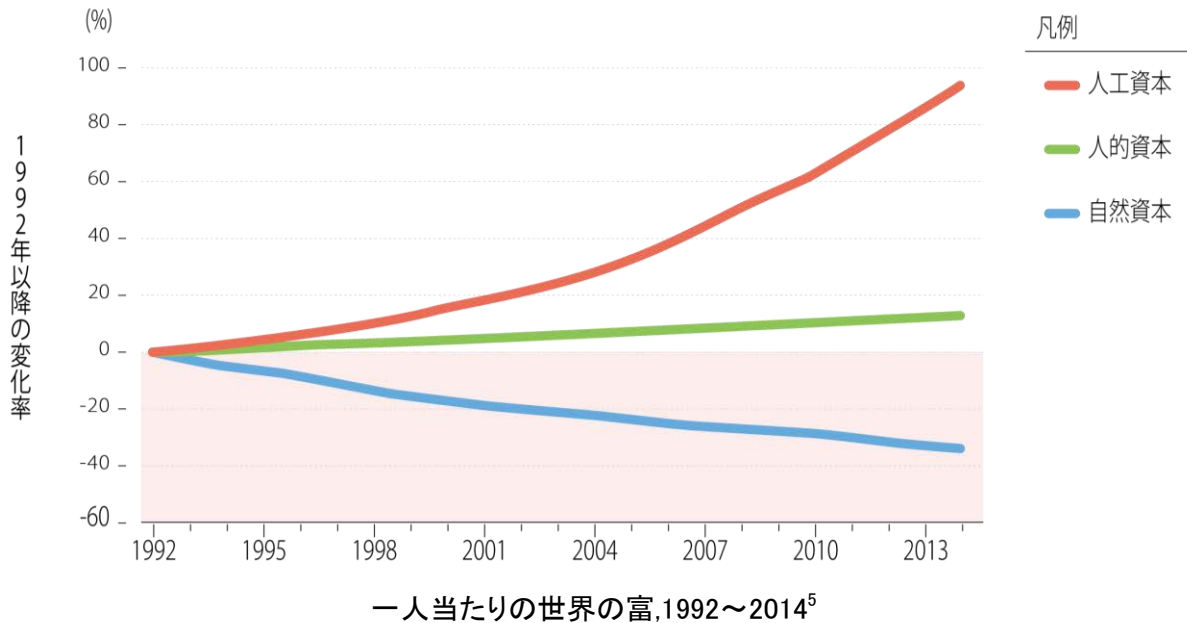


地球の限界(プラネタリー・バウンダリー)による地球の状況<sup>4</sup>

<sup>3</sup> Scott, J.M. (2008) Threats to Biological Diversity: Global to Continental, Local. U.S. Geological Survey, Idaho Cooperative Fish and Wildlife, Research Unit, University of Idaho.

<sup>4</sup> 平成30年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書(2018年6月 環境省)

こうした種の絶滅の傾向は、自然資本の世界ストック(蓄え)の減少傾向と一致しています。下のグラフは、平成4(1992)年から平成26(2014)年までの資本財3区分における世界全体の1人当たり会計価値の推計値を示しています。1人当たり人工資本の価値は2倍に増加する一方で、1人当たり自然資本の価値は40%近くも減少していることを示しています。



このように、人間活動による地球全体の自然環境への影響はますます深刻化している状況です。

<sup>5</sup> Managi and Kumar (2018) Inclusive Wealth Report 2018



## 2. 生物多様性とは

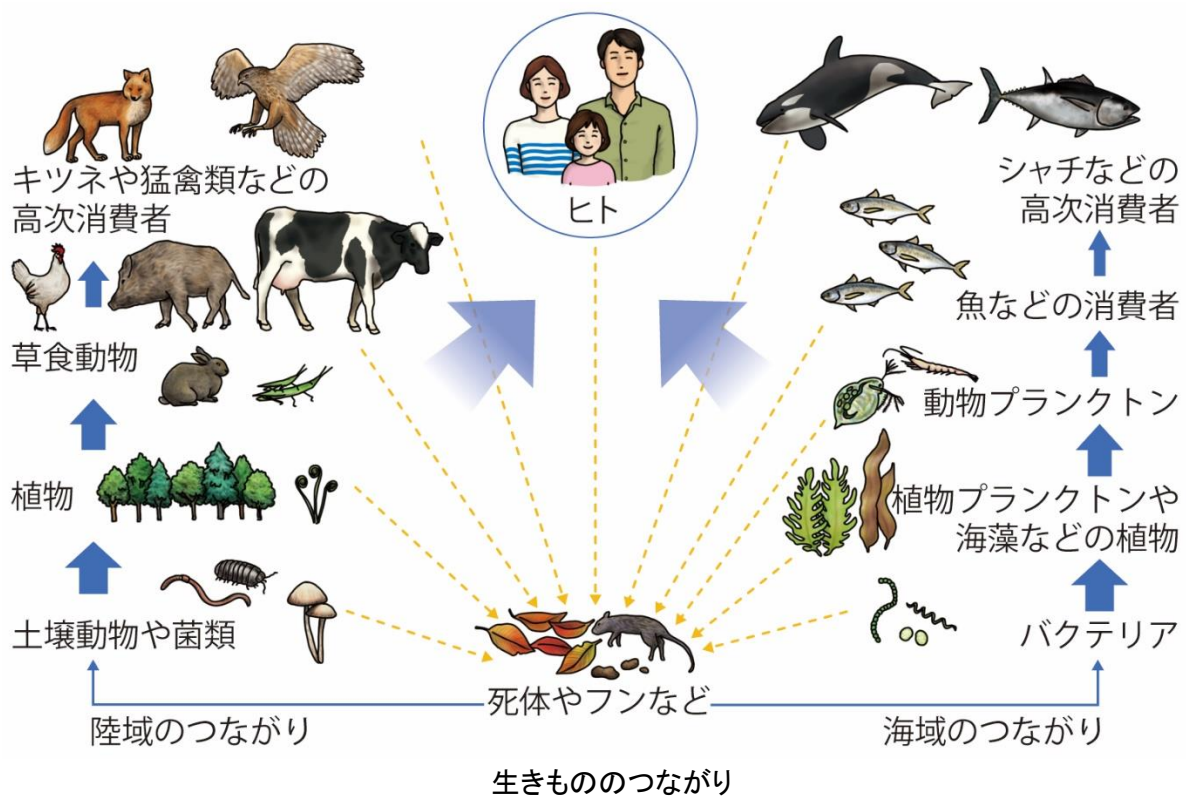
「生物多様性」とは、様々な自然があり、そこに特有の「個性」を持つ生きものがいて、それぞれの命が「つながり」あっていることをいい、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性があるとされています。

### (1) 「個性」と「つながり」

「個性」とは、同じ種であっても、個体それぞれが少しずつ違うことや、それぞれの地域に特有の自然や風景があり、それが地域の文化と結びついて地域に固有の風土を形成していることを表しています。

「つながり」とは、生物間の食べる－食べられるといった関係から見た食物連鎖や生態系の中のつながり、生態系間につながりなどを表しています。また、世代を超えた命のつながり、地域と地域又は日本と世界など、スケールの異なる様々なつながりもあります。

「個性」と「つながり」は、長い進化の歴史によりつくり上げられてきたものであり、こうした側面を持つ生物多様性が、様々な恵みを通して地球上のあらゆる生きものの命と私たちの暮らしを支えています。





## (2) 3つのレベルの生物多様性

## ◆ 生態系の多様性

生態系の多様性とは、山地、河川、干潟、島しょなど、様々なタイプの生態系にそれぞれ固有の自然環境があることを示しています。地球上には、熱帯から極地、沿岸・海洋域から山岳地域まで様々な環境があり、生態系はそれぞれの地域の環境に応じて歴史的に形成されてきたものです。

## ◆ 種の多様性

種の多様性とは、様々な動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育していることを示しています。地球上には既知のものだけで約 175 万種の生きものが存在し、まだ知られていないものを含めると約 3,000 万種が存在すると推定されています。

## ◆ 遺伝子の多様性

遺伝子の多様性とは、同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあることを示しています。例えば、アサリの貝殻やナミテントウの翅の模様は様々ですが、これは遺伝子の違いによるものです。メダカやサクラソウのように地域によって遺伝子集団が異なるものも知られています。



## 3つのレベルの生物多様性

生物多様性と聞くと、多くの生きものが存在することと思われがちですが、多様な生きものとその地域の自然環境が組み合わさって成り立つ「生態系の多様さ」でもあり、多様で豊かな自然環境が存在することと捉えることができます。そのため、自然環境と関わるあらゆる活動において、生物多様性への配慮・貢献が求められます。

### 3. 生物多様性の恵み（生態系サービス）

生物多様性は、地球上の人間を含む多様な生命の長い歴史の中でつくられたかけがえのないもので、私たちの生活に欠かせない恵みを与えてくれます。

こうした生物多様性の恵みは、「生態系サービス」と呼ばれています。生態系サービスは、食料、木材、水、薬品などの「供給サービス」、気候の調整や大雨被害の軽減、水質の浄化などの「調整サービス」、自然や生きものに触れることにより得られる芸術的・文化的ひらめき、教育的効果、心身の安らぎなどの「文化的サービス」、光合成による酸素の生成、土壌形成、栄養循環などの「基盤サービス」の4つに分類されています。

#### 供給サービス

食料、木材、水、薬品など、私たちの日々の暮らしに必要な資源を供給する機能



#### 調整サービス

気候の調整や大雨被害の軽減、水質の浄化など、私たちが健康で安全に生活する環境をもたらす機能



#### 文化的サービス

自然や生きものに触れることにより得られる芸術的・文化的ひらめき、教育的効果、心身の安らぎなど、私たちの精神を豊かにする機能



#### 基盤サービス

光合成による酸素の生成、土壌形成、栄養循環など、人間を含めた全ての生命の生存基盤となり、上記3つのサービスを支える機能



#### 4つの生態系サービス

## 4. 生物多様性の4つの危機

私たちが生きていく上で必要不可欠である生態系サービスは、生物多様性を源としています。ところが、様々な要因により、世界中で生物多様性の劣化が進んでいます。

生物多様性の劣化とは、生きものが生息・生育する場所や生きものの種類が減少することです。また、同じ種であっても、他の地域から持ち込まれた個体と交雑することなどにより、その地域特有である遺伝子の多様性が損なわれることも問題になっています。

生物多様性の専門家が参加する政府間組織である、「生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services, IPBES）」は、「今後数十年で約百万種の生きものが絶滅する」と世界に警鐘を鳴らしています<sup>6</sup>。このまま生物多様性の劣化が進むと、私たち人間は様々な生物多様性の恵みを受けることができなくなります。

このような生物多様性の劣化は、4つの危機が原因となって生じています。

### 第1の危機

#### 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少

私たち人間が、道路や工場、ビルや家などをつくるために、木を切ったり海を埋めたりすることで、生きもののすみかを奪ってしまいます。また、漁業や狩猟などによって生きものを取りすぎることにより、絶滅の危機が生じたり生態系のバランスが壊れたりしています。



### 第2の危機

#### 自然に対する働きかけの縮小による危機

人間が間伐や草刈りなどの手を入れることで保たれていた里山が、生活様式の変化により手入れされずに荒れてきています。また、狩猟者の減少などにより、イノシシやニホンジカなどが増え、生きもののすみかとなる生態系に影響を与えています。



### 第3の危機

#### 外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱

人の手によって、他の地域などから持ち込まれた生きものを外来種といいます。外来種の中には、そこに元々いた生きものを食べたり、すみかを奪っているものがあります。また、人間活動により自然に存在しない化学物質が排出され、空気、水、土などが汚され、生きものがいなくなっています。



### 第4の危機

#### 地球環境の変化による危機

私たちの暮らしや事業活動から出る二酸化炭素などの温室効果ガスにより、地球の平均気温が上昇する地球温暖化が進み気候が変化しています。この気候の変化が生態系に影響を与え、生きものの生息・生育に大きな影響が出ています。



## 生物多様性の4つの危機<sup>7</sup>

<sup>6</sup> IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約(2020年3月 環境省)

<sup>7</sup> 環境省ウェブサイト(第2の危機及び第3の危機の写真)



## 5. 生物多様性に関する最近の動向

### (1) 愛知目標と生物多様性における世界の現状

生物多様性条約は、それまでの特定の地域や種の保全の取組だけでは生物多様性の保全は図れないとの認識から、保全や持続可能な利用のための包括的な枠組みとして提案され、平成4（1992）年に採択されました。地球サミットで同時に署名が開始された気候変動枠組条約とは「双子の条約」とも呼ばれています。

平成22（2010）年に愛知県名古屋市中で行われた生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で、「人間も自然の一部として共に生きていく」という、わが国において古くから培われてきた考え方をもとに世界目標が合意されました。合わせて、生物多様性の損失を止めるために、令和2（2020）年の達成を目指し愛知目標として20の個別目標が決まりました。

しかし、世界の生物多様性は人類史上これまでにない速度で減少し、令和2（2020）年9月に生物多様性条約事務局が発表した地球規模生物多様性概況第5版（Global Biodiversity Outlook 5, GB05）では、20の個別目標のうち完全に達成できたものはないという厳しい結果が示されました。

| 目標 No. | 内容  | 達成状況   |
|--------|---|--------|
| 1      | 人々が生物多様性の価値と行動を認識する                               | 未達成    |
| 2      | 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる    | 部分的に達成 |
| 3      | 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される     | 未達成    |
| 4      | すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する                     | 未達成    |
| 5      | 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する | 未達成    |
| 6      | 水産資源が持続的に漁獲される                                    | 未達成    |
| 7      | 農業・養殖業・林業が持続可能に管理される                              | 未達成    |
| 8      | 汚染が有害でない水準まで抑えられる                                 | 未達成    |
| 9      | 人侵略的外来種が制御され、根絶される                                | 部分的に達成 |
| 10     | サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する           | 未達成    |
| 11     | 陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される                       | 部分的に達成 |
| 12     | 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される                                 | 未達成    |
| 13     | 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される                      | 未達成    |
| 14     | 自然の恵みが提供され、回復・保全される                               | 未達成    |
| 15     | 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する           | 未達成    |
| 16     | ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される                            | 部分的に達成 |
| 17     | 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する                         | 部分的に達成 |
| 18     | 伝統的知識が尊重され、主流化される                                 | 未達成    |
| 19     | 人生物多様性に関する知識・科学技術が改善される                           | 部分的に達成 |
| 20     | 戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する               | 未達成    |

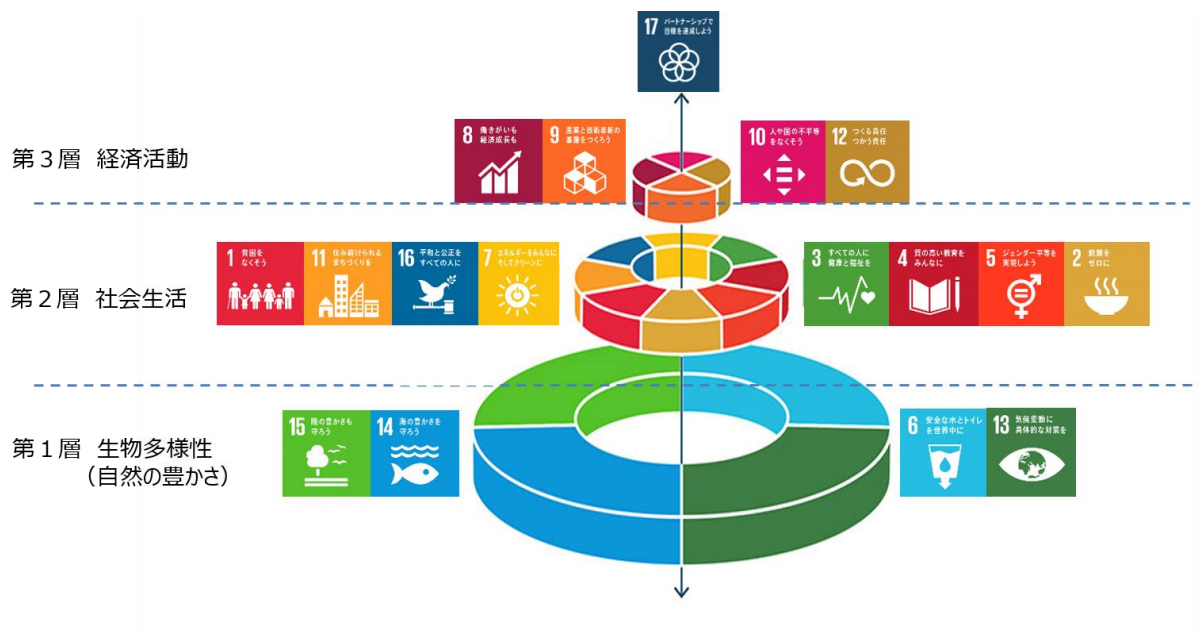
### 愛知目標の達成状況<sup>8</sup>

<sup>8</sup> 地球規模生物多様性概況第5版（2021年3月 環境省）を基に東京都作成

## (2) 国際社会で求められる視点

平成 27 (2015) 年の国連総会で採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals, SDGs)」は、それぞれの目標が関連しているため、一つの課題解決の行動により、複数の課題解決を目指すことが必要です。

IPBES は、SDGs の 17 の目標のうち、現在の生物多様性の劣化が、飢餓や健康、気候変動など他の多くの分野における目標達成を妨げていると指摘しています<sup>9</sup>。「SDGs ウェディングケーキモデル」は、SDGs の概念を表す構造モデルで、自然の豊かさを示す生物多様性が、都民の生活や経済活動を下支えしていることを端的に示しています。



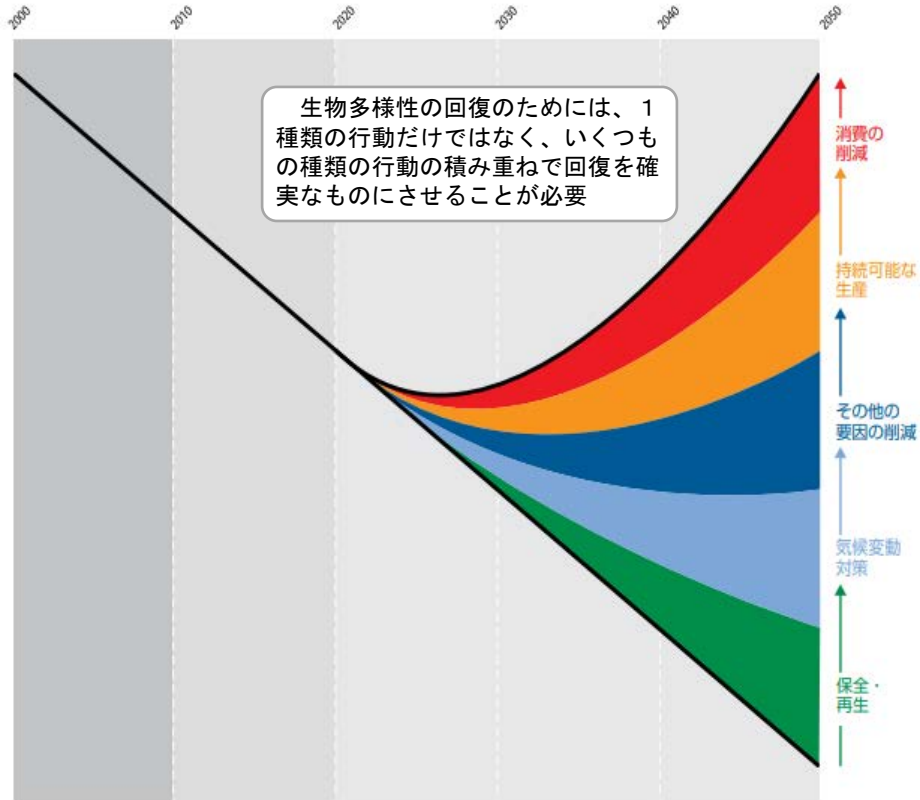
SDGs ウェディングケーキモデル<sup>10</sup>

このように、生物多様性は私たちの生活に深く関係することから、経済や社会生活の課題を解決するためにも、基盤となる生物多様性の課題をあわせて様々な課題をとともに解決していく視点が重要です。

<sup>9</sup> IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約(2020年3月 環境省)

<sup>10</sup> スウェーデンにあるレジリエンス研究所の所長ヨハン・ロックストローム博士が考案した“SDGs の概念”を表す構造モデル。SDGs の 17 目標はそれぞれ大きく3つの階層から成り、それらが密接に関わっていることを、ウェディングケーキの形になぞらえて表しています。(掲載の図は Stockholm Resilience Centre 作成の図を基に東京都加工)

GB05 では愛知目標の未達成を踏まえ、生物多様性の回復のためには生態系の保全・再生など直接的な要因に対する行動に加え、生産や消費などの間接的な要因を含めた様々な分野の行動の組み合わせが必要とされています。

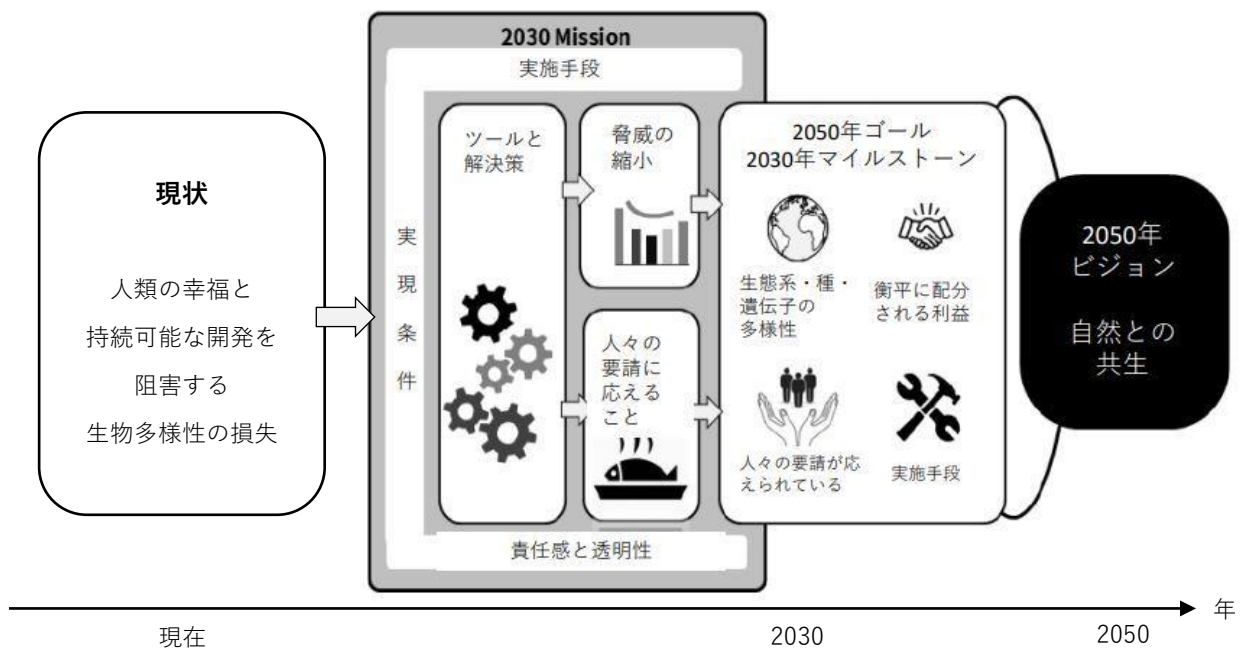


生物多様性の回復のための行動ポートフォリオ<sup>11</sup>

<sup>11</sup> 地球規模生物多様性概況第5版(2021年3月 環境省)の図を基に東京都加工

### (3) ポスト 2020 生物多様性枠組

愛知目標の後継となる、2030年を目標年次とした国際目標は現在検討中で、「ポスト 2020 生物多様性枠組」と呼ばれています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ポスト 2020 生物多様性枠組の検討に遅れが生じ、生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) は、2 回に分けて開催されることとなりました。第 1 部は令和 3 (2021) 年 10 月に中国・昆明市にて開催され、生物多様性を回復への道筋に乗せることなどを強調した昆明宣言が採択されました。第 2 部は、令和 4 (2022) 年 12 月 5 日から 17 日にカナダ・モントリオール市で開催され、ここでポスト 2020 生物多様性枠組が採択される予定です。



ポスト 2020 生物多様性枠組 1 次ドラフトの考え方<sup>12</sup>

ポスト 2020 生物多様性枠組では、2030 年ミッションとして「2030 年までに生物多様性を回復の軌道に乗せるために緊急の行動を取る」といういわゆる「ネイチャーポジティブ」を掲げ、それに向けた行動目標が設定される予定です。その目標の一つとして、2030 年までに陸域及び海域の 30% を保護する 30by30 (サーティ・バイ・サーティ) が新たな世界目標に含まれる予定です。また、30by30 の実現のため、「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (Other Effective area-based Conservation Measures, OECM)」の適切な保全・管理を推進していくことが求められています。

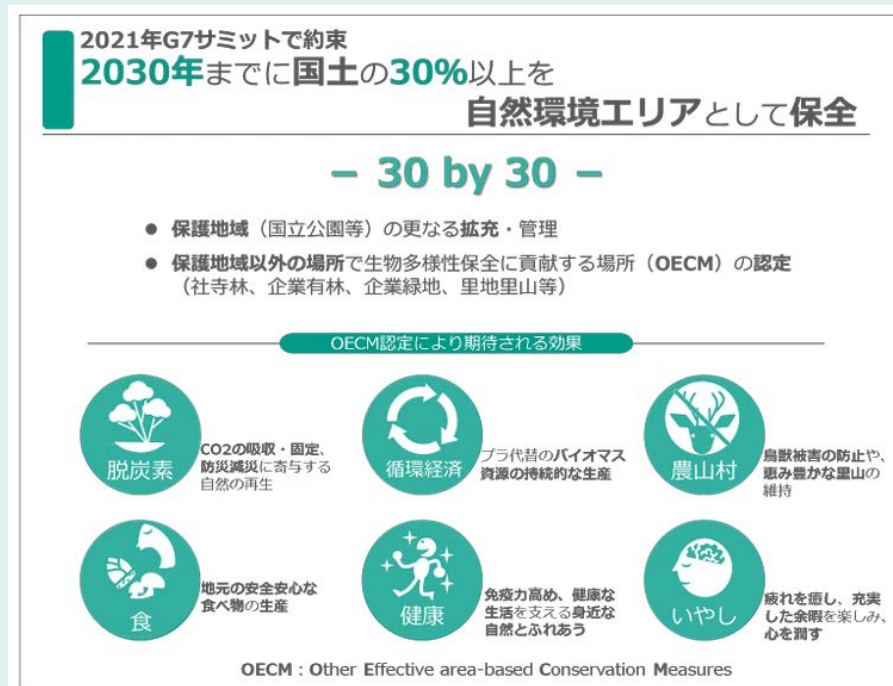
<sup>12</sup> 生物多様性条約事務局及び環境省資料を基に東京都作成



## コラム：OECM 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

OECM (Other Effective area-based Conservation Measures) とは、自然公園等の保護地域ではないが、生物多様性の保全が効果的に行われている地域のことです。OECM の中には、ナショナルトラストやビオトープなど、民間団体等が生物多様性保全を目的として管理している場所のみならず、里地里山や社寺林、企業有林など生物多様性保全が主目的ではないものの、管理の結果として生物多様性保全に大きく貢献している地域も該当します。

ポスト 2020 生物多様性枠組案では、2030 年までに陸域と海域の 30%を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標 (30by30 目標) が提唱され、令和 3 (2021) 年 6 月の G 7 サミットでは、日本を含む 7 カ国が 30by30 を進めることに合意しました。しかしながら、日本国内の保護地域は、陸域が約 20.5%、海域が約 13.3%にとどまっています。このため、環境省では 30by30 ロードマップを公表し、保護地域の拡張と管理の質の向上に加え、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECM) の設定・管理を、30by30 目標を達成するための中心施策に据えています。



30by30 ロードマップ(工程表)の基本コンセプト<sup>13</sup>

<sup>13</sup> 環境省ウェブサイト、次期生物多様性国家戦略の策定に向けた基本的な考え方(論点)

#### (4) 次期生物多様性国家戦略

日本では、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現するために、生物多様性基本法が平成20（2008）年に施行されました。この法律に基づいて、国は生物多様性国家戦略を策定しています。

現在、平成24（2012）年に策定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」の後継となる「次期生物多様性国家戦略」（以下「次期国家戦略」という。）の検討が進められています。課題の洗い出し及び方向性を検討する次期生物多様性国家戦略研究会からの提言として、令和3（2021）年7月に以下の構成で報告書が取りまとめられ、8月に開催された中央環境審議会自然環境部会に報告されました。

次期生物多様性国家戦略研究会報告書の構成<sup>14</sup>

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| 目指すべき自然共生社会像                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生存基盤となる多様で健全な生態系が確保された社会</li> <li>② 自然の恵みの持続可能な利用がなされる社会</li> <li>③ 生物多様性の主流化による変革がなされた社会</li> </ul>                  |
| 次期戦略において既存の取組に加えて取り組むべき3つのポイント | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自然共生社会構築の基盤としての生態系の健全性の回復</li> <li>② 人口減少社会・気候変動等に対応する自然を活用した社会的課題解決</li> <li>③ ビジネスと生物多様性の好循環、ライフスタイルへの反映</li> </ul> |

今後更新予定

<sup>14</sup> 環境省ウェブサイト 次期生物多様性国家戦略研究会報告書

### コラム：地域循環共生圏

生物多様性国家戦略 2012-2022 は、自然の恵みを供給する地方とその恩恵を受ける都市との間で支え合う「自然共生圏」の考え方を提示しました。「自然共生圏」の考え方は、国の第五次環境基本計画（平成 30（2018）年）で提唱した、複数の課題の統合的な解決という SDGs の考え方も活用した「地域循環共生圏」の基礎となりました。「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

この考え方は、都内における都市部と、都外を含む自然豊かな地域との間にも成立します。それぞれの地域がお互いに補完し合える関係を築いていくことが重要です。



地域循環共生圏<sup>15</sup>

<sup>15</sup> 環境省ウェブサイト 環境省ローカル SDGs -地域循環共生圏づくりプラットフォーム

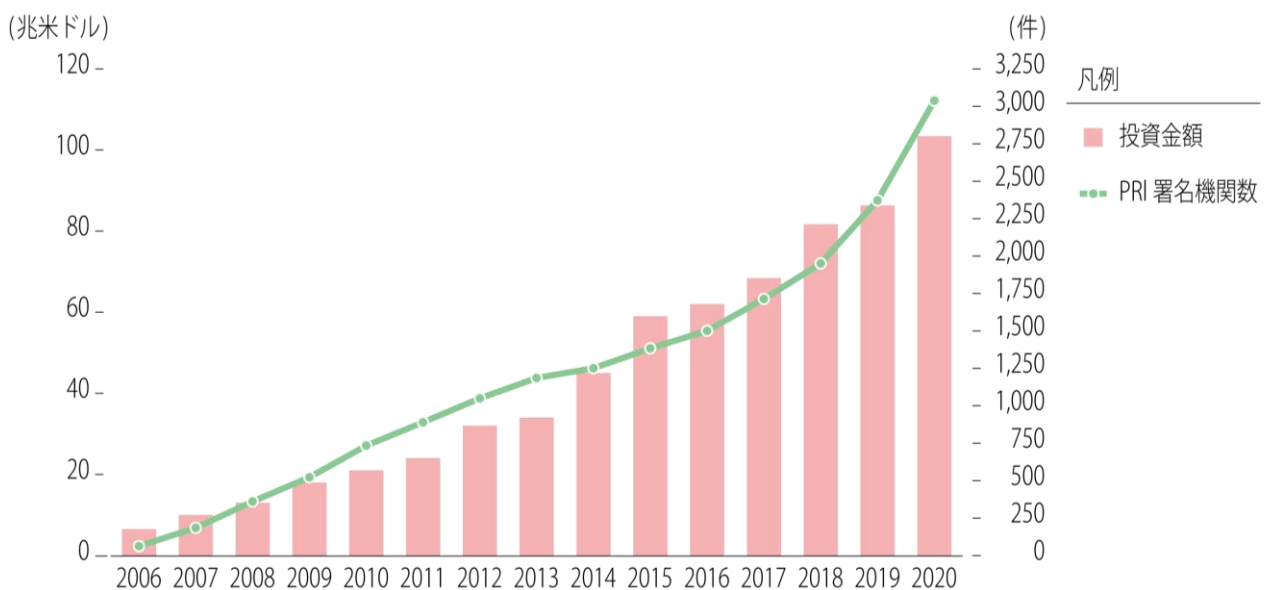
## (5) お金の流れが変える企業活動

SDGsの動きと相まって、持続可能性への配慮の視点から、世界中の企業活動が大きく変化しつつあります。

企業活動では、金融機関からの活動資金により様々なプロジェクトが実施されます。通常、投資家は企業の財務情報で投資を判断しますが、近年は企業経営の持続可能性を考慮することで投資リスクを軽減するESG投資が広がっています。

ESG投資のEは環境(Environment)を示しており、環境に負荷を与える企業は将来的に持続可能ではないという判断から投資が控えられ、持続可能な調達など環境に配慮する企業に投資が流れる傾向にあります。例えば、諸外国においては、地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>を大量に排出する石炭火力発電所の建設が中止となる事例なども出ているほか、生物多様性に与える影響を評価して投資する動きも始まっています。

ESG投資に賛同する投資家は年々増加しており、日本においてもこの流れが加速しています。今後、企業の本業とは異なるCSR活動に加え、本業を通じて進められる生物多様性に配慮又は貢献する取組がより一層評価される時代に変化していきます。



責任投資原則(PRI)に基づくESG投資の成長<sup>16</sup>

様々な国際会議では、2030年までに世界の生物多様性の損失をゼロにし、生物多様性を回復への道筋に乗せることが強調されています。この機会を捉え、金融界や民間企業にも、生物多様性に配慮するだけでなく、回復を目指す動き(ネイチャー・ポジティブ)が求められるようになっていきます。

令和3(2021)年6月には、国連開発計画(UNDP)など4機関が、企業による自然への依存度や影響を把握し開示する仕組みをつくる「自然関連財務情報開示タスクフォース(Task force on

<sup>16</sup> PRI ウェブサイト(<https://www.unpri.org/>)を基に東京都が作成

Nature-related Financial Disclosure, TNFD)」を立ち上げるなど、企業の自然資本に関する情報開示の取組が進んでいます。

また、気候変動に関する「科学的根拠に基づいた目標設定 (Science Based Targets , SBTs)」<sup>17</sup>は既に進みつつありますが、「自然に焦点を置いた科学的根拠に基づいた目標設定 (SBTs for Nature)」<sup>18</sup>について、設定手法の開発が進められており、2022年にはガイダンスが一般公開される予定です。その他、国際的な NGO 団体である CDP<sup>19</sup>は、従来は「気候変動」「水セキュリティ」「フォレスト」の3テーマについて、企業に環境への対応を質問してその回答を格付けしていましたが、新たに生物多様性報告指標を追加・結合することを目指しています。

<sup>17</sup> 科学的根拠に基づいた目標設定 企業が環境問題に取り組んでいることを示す目標設定のひとつ

<sup>18</sup> バリューチェーン上の水・生物多様性・土地・海洋が相互に関連するシステムに関して、企業等が地球の限界内で、社会の持続可能性目標に沿って行動できるようにする、利用可能な最善の科学に基づく、測定可能で行動可能な期限付きの目標

<sup>19</sup> CDP は、機関投資家の賛同を得て、企業の温暖化対策や水戦略、森林への対応など環境に関わる情報公開を進めるプロジェクトのこと。英国ロンドンに本部を置く国際 NGO であり、年金基金等の機関投資家や大規模な顧客企業の代理人として、企業や自治体などに質問書を送付し、回答内容の開示及び格付けを実施する



## (6) ポストコロナ社会と生物多様性

国連の報告書<sup>20</sup>では、新型コロナウイルス感染症は野生生物を由来とする人獣共通感染症の可能性が指摘されており、こうした野生生物由来の感染症によるパンデミックが今後も拡大傾向にあるとされています。

こうした傾向の背景として、森林破壊をとまなう道路、農地、放牧地の開発や、資源の採掘といった、人間による深刻な環境破壊があることが指摘されています。報告書ではこうした行為が、自然界に存在していた未知の病原体であるウイルスや細菌などをもつ野生動物との新たな接点を作りだし、それらに触れる機会を増やしていることが一因とされています。ポストコロナ社会では、こうした人と自然との関係を見直すことが求められています。

こうしたパンデミックを防ぐために「ワンヘルス・アプローチ」という考え方が注目されています。人の健康は、家畜を含む動物の健康や健全な自然環境と一体であり、感染症を減らし人の健康を守るためにも、自然環境の保全が一層重要であると理解できます。



ワンヘルス・アプローチの概念図<sup>21</sup>

また、東京は都外からの生物多様性の恵みに大きく頼っており、パンデミックによりサプライチェーンが寸断されると、これらの恵みを十分に得られなくなるおそれがあります。そのため、無駄を減らし、自給率を上げることで自立を目指し、リスクを軽減することが必要と考えられます。

さらに、感染防止のために行動が制限されることで生じるストレスも課題となっています。このような状況では、公園や緑地などの自然豊かな屋外空間で活動することで、心身の健康を保つ

<sup>20</sup> PREVENTING THE NEXT PANDEMIC Zoonotic diseases and how to break the chain of transmission(2020年7月 国連環境計画(UNEP)及び国際家畜研究所(ILRI))

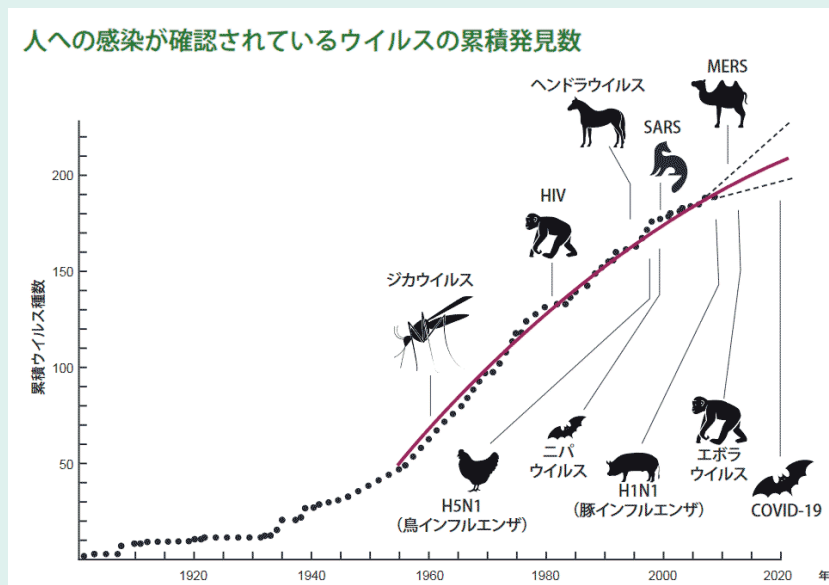
<sup>21</sup> PREVENTING THE NEXT PANDEMIC Zoonotic diseases and how to break the chain of transmission(2020年7月 国連環境計画(UNEP)及び国際家畜研究所(ILRI))を基に東京都作成

ことができると考えられます。

こうした観点からも、ポストコロナ社会においては、身近な自然環境の保全と持続的な利用はますます重要になってきています。

### コラム：様々な人獣共通感染症

人獣共通感染症とは、同一の病原体により、ヒトとヒト以外の脊椎動物の双方が罹患する感染症で、鳥インフルエンザなどの新興感染症のうち75%は人獣共通感染症とされています。



人への感染が確認されているウイルスの累積発見数<sup>22</sup>

その他にも、日本ではキツネが媒介する寄生虫によるエキノコックス症やマダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群（SFTS）といった病気が人獣共通感染症に当たります。

最近の研究では、シカ密度とシカのウイルスの抗体陽性率が正の相関を示したことから、SFTSの地理的拡大にシカの関与が疑われています。

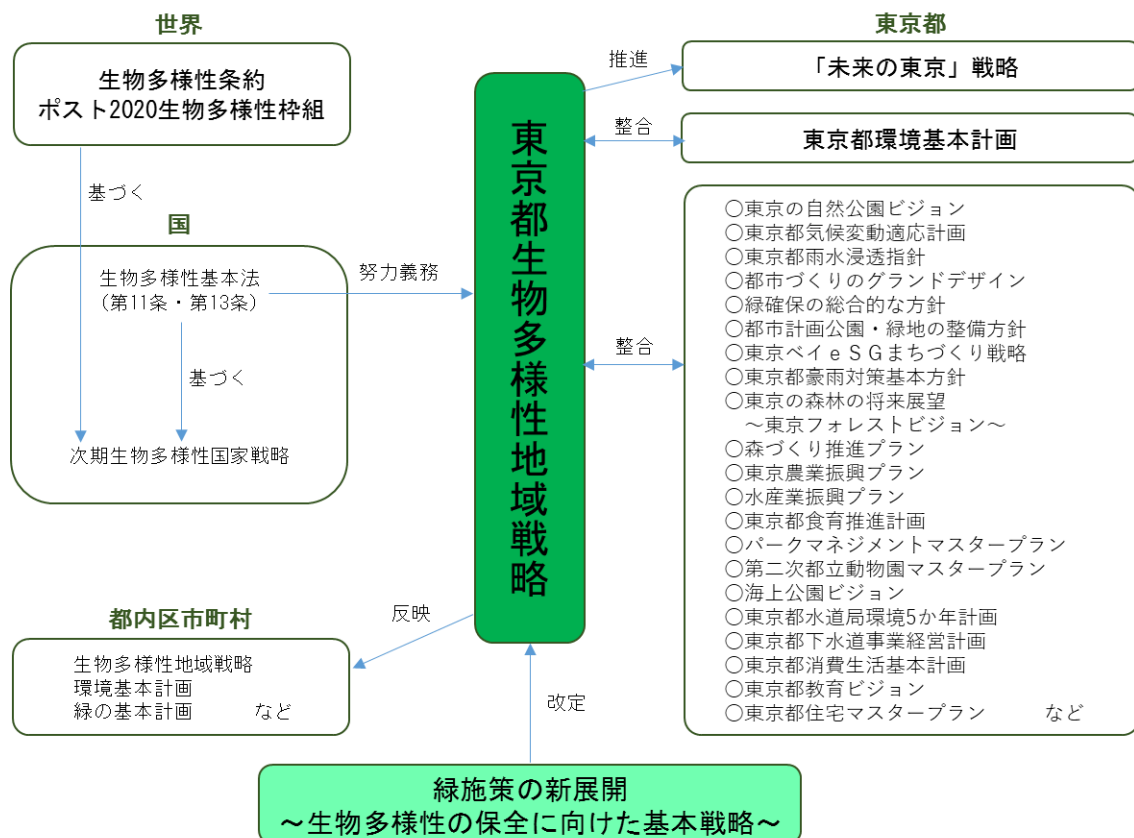
<sup>22</sup> WWF ジャパン ウェブサイト <https://www.wwf.or.jp/>



## 6. 東京都生物多様性地域戦略における基本的事項

### (1) 東京都生物多様性地域戦略の位置づけ

本戦略は、生物多様性基本法に基づく東京都生物多様性地域戦略（以下「地域戦略」という。）であり、都内における「生物多様性の保全及び持続可能な利用」に関する基本的な計画です。また、都が平成24（2012）年5月に策定した「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」の改定版です。地域戦略以外の都の計画は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関して、本戦略と整合を図るものとします。



東京都生物多様性地域戦略の位置づけ

### (2) 対象地域

東京都全域を本戦略の対象とします。ただし、必要に応じて、隣県や関連地域等の一部について含めます。

### (3) 計画期間

地域戦略の計画期間を令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までの9年間とし、長期的な目標として2050年を見据えた将来像を設定します。